

開催趣旨

9月27日（土）の御嶽山噴火に伴い、木曾川及び飛騨川で降雨後に火山噴出物による一時的な白濁が確認されておりますが、現状において上水道用水等の取水に支障は生じておりません。一方、牧尾ダム貯水池（(独)水資源機構管理）では、上流の濁沢川から火山由来の濁水が流入することにより、白濁の発生や水素イオン濃度（pH）の低下が確認されており、今後、下流河川の水質への影響も懸念されます。

木曾川上流域は、愛知県、岐阜県、三重県の農上工用水を供給する貴重な水源域であり、利水者の関心も高く、情報を共有し、水質保全を図ることが重要です。

このため、関係機関が連携・協力して、今後の水質監視体制や牧尾ダム貯水池の水質保全対策、下流河川への影響緩和策等の検討を行うことを目的に「御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会」を設置いたします。

御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会 規 約

（目的）

第1条 御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会（以下「検討会」という）は、御嶽山噴火を受けて、関係機関が連携・協力し、今後の水質監視体制や牧尾ダム貯水池の水質保全対策、下流河川への影響緩和策等の検討を行うことを目的とする。

（構成機関）

第2条 検討会の構成機関は下記をもって構成する。

長野県、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、経済産業省中部経済産業局、
農林水産省東海農政局、(独)水資源機構中部支社、関西電力(株)東海支社、
国土交通省中部地方整備局

（委員）

第3条 委員は、別表－1に掲げるものをもってあてる。

（事務局）

第4条 検討会の事務局は、(独)水資源機構中部支社及び関係河川管理者（長野県、岐阜県、国土交通省中部地方整備局）の代表として国土交通省中部地方整備局で行う。

（検討会）

第5条 検討会は構成組織が必要と認めた場合に事務局が招集する。

2. 構成員の合意により必要と認める場合は、学識経験者及び地元関係者に対して出席を求め、報告並びに意見を聞くことができる。
3. 検討会は半数以上の出席をもって行うものとする。
4. 会議の終了の都度、その議事内容の概要を公表するものとする。

（規約変更）

第6条 本規約に定めのない事項や規約の変更が必要な場合は、検討会において決定する。

（付則）

第7条 本規約は平成26年10月28日から施行する。

御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会 名簿

所 属	役 職
長野県環境部水大気環境課	課 長
長野県建設部河川課	課 長
愛知県地域振興部土地水資源課	課 長
岐阜県環境生活部環境管理課	課 長
岐阜県県土整備部河川課	課 長
岐阜県都市建築部水資源課	課 長
三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課	課 長
三重県企業庁 水道事業課	課 長
名古屋市上下水道技術本部計画部	主 幹
経済産業省中部経済産業局地域経済部地域振興課	課 長
農林水産省東海農政局農村計画部農村振興課	課 長
関西電力（株）東海支社 土木グループ	チーフマネジャー
関西電力（株）東海支社 用地グループ	チーフマネジャー
(独)水資源機構中部支社	次 長
国土交通省中部地方整備局河川部	河川保全管理官